

3(1) 病床機能再編支援補助金の活用希望について

1 病床機能再編支援補助金の概要及び活用希望件数

令和2年度から、病床機能の再編を支援する国の新たな補助制度が設けられ、県担当課から県内医療機関に同補助金の活用希望を照会した結果、鹿児島保健医療圏においては、令和2年度補助金について5件の活用希望あり。

補助金名	概要	活用希望件数
病床削減支援給付金	地域医療構想の実現のため、 <u>病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合</u> 、削減病床に応じた給付金を支給	4件（急性期病床の減）
医療機関統合支援給付金	地域医療構想の実現のため、 <u>病床数、病床機能、医療提供体制の適正化のために統合する場合</u> 、統合計画に参加する医療機関に給付金を支給	1件（3医療機関の再編による急性期病床の減及び回復期病床の増）
病院の債務整理に必要な借入資金支援給付金	地域医療構想を実現するために必要な病院の統廃合において、 <u>廃止病院の未返済の債務を統合後に存続する病院が新たに融資を受けて返済する場合</u> 、融資に係る利子に相当する額に給付金を支給	該当なし

支給対象について

- ① 平成30年度病床機能報告において「高度急性期」、「急性期」、「慢性期」のいずれかの医療機能を選択した病棟の「稼働病床」の削減が対象になる。
- ② 地域医療構想調整会議において、地域医療構想の実現に資すると認められたものが対象になる。
- ③ 各医療圏の地域医療構想調整会議のほか、県医療審議会でも審議予定。地域医療構想調整会議、県医療審議会のどちらかで給付金を受け取ることが適当でないと判断された場合は、対象にならない。
- ④ 病院、診療所のいずれも対象になる。
- ⑤ 同一医療法人内の移床も対象になる。
- ⑥ 病床削減支援給付金、医療機関統合支援給付金の同時申請可能。いずれも対象になる。

(参照) P 8～11 新たな病床機能の再編支援について
 P 12～14 R2. 11. 10付け鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課長名
 「病床機能再編支援補助金に関する活用希望調査について（依頼）」

2 活用希望医療機関

概要 … P15 (A3横長)

病床削減支援 給付金	生駒泌尿器科 … 資料3-1 急性期2床減【228万円】
	じげんじ久保クリニック … 資料3-2 急性期14床減【1,596万円】
	いづろ今村病院 … 資料3-3 急性期15床減 (全て今村総合病院へ移床)【3,420万円】
	下稲葉病院 … 資料3-3 急性期60床減 (うち14床は今村総合病院へ移床)【7,638万円】
医療機関統合 支援給付金	今村総合病院, いづろ今村病院, 下稲葉病院 … 資料3-3 いづろ今村病院の急性期15床を今村総合病院へ (急性期15床増) 下稲葉病院の急性期14床を今村総合病院へ (回復期14床増) 下稲葉病院の急性期46床を廃止 【5,244万円】

※ 医療機能は平成30年度病床機能報告に基づく (平成30年度病床機能報告時から病床数の変更がある場合は, 令和2年4月1日時点の病床数)

※ 3医療機関の再編統合に伴う増床及び医療機能の変更は, 病院の開設等の許可申請があった場合の対応 (第3回調整会議決定事項, P16~17), 病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取扱 (第11回調整会議決定事項, P18~20) のいずれにも該当しない。

3 第8回高度急性期及び急性期専門部会, 第4回復期専門部会における意見照会 (書面開催)

部会長等会議開催にあたり, 関係する専門部会の委員に対し, 「鹿児島保健医療圏の地域医療構想の実現に資する」と認められるかどうか意見照会 (書面開催)

(1) 高度急性期及び急性期専門部会

(病床削減支援給付金)

医療機関名	意見照会結果 (人)		
	認められる	認められない	回答保留
生駒泌尿器科	5	0	5
じげんじ久保クリニック	5	0	5
いづろ今村病院	4	1	5
下稲葉病院	6	0	4

(医療機関統合支援給付金)

医療機関名	意見照会結果 (人)		
	認められる	認められない	回答保留
今村総合病院・いづろ今村病院・下稲葉病院	2	2	6

(2) 回復期専門部会

(医療機関統合支援給付金)

医療機関名	意見照会結果 (人)		
	認められる	認められない	回答保留
今村総合病院・いづろ今村病院・下稲葉病院	6	0	1

第4回部会長等会議において、活用希望医療機関からの説明及び質疑を行った。

(1) 病床削減支援給付金

<p>生駒泌尿器科</p>	<p><主な説明内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期病床14床のうち2床削減予定。 ・12床については、前立腺の手術、透析患者の重症化時の入院のための病床確保（個室の新設を含む）とする予定。 <p><質疑></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
<p>じげんじ久保クリニック</p>	<p><主な説明内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・15床のうち14床を削減し、1床を確保したい。 ・病床削減により地域医療構想の実現に貢献できるため。 <p><質疑></p> <p>(委員) 1床のみで運用するのか。もう少し多い方が運用しやすいのではないか。</p> <p>(回答) 1泊入院の手術、麻酔、組織検査等の実施のため、1床残すこととしている。人件費との兼ね合いにより、1床とした。</p>

(2) 病床削減支援給付金及び医療機関統合支援給付金

<p>今村総合病院 いづろ今村病院 下稲葉病院</p>	<p><主な説明内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応のため、本年1月1日付けでいづろ今村病院から今村総合病院へ15床を移床。 ・下稲葉病院は、急性期60床を今村総合病院へ移床し、無床診療所として存続。今村総合病院は、下稲葉病院から病床60床受け入れ後、即時に46床は廃止するとともに14床を回復期病床へ転換し、脳梗塞治療後の日常生活復帰支援を必要とする回復期の病床として活用予定。 <p><意見・質疑></p> <p>(委員) 同一法人・同一医療圏内であれば、新型コロナウイルス感染症対応等の理由がなくても移床は可能ではないのか。</p> <p>(回答) 新型コロナウイルス感染症対応等については、移床に至った背景として県担当課に説明したものの。</p>
-------------------------------------	---

(1) 協議事項

5か所の活用希望医療機関の計画について、鹿児島保健医療圏の地域医療構想の実現に資すると認められる（給付金の活用を適当と考える）かどうか。

(2) 委員からの主な意見

ア 病床削減支援給付金

医療機関名	各委員からの意見
<p>①生駒泌尿器科 (急性期病床の廃止) ※支給対象：2床</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度病床機能報告では急性期と報告しているが、実態が急性期なのか疑問がある。 ・新規入院患者数が少ないこと等をみると、実態として急性期医療を提供しているとは考えにくい。 ・国は急性期病床の削減を掲げており、(病床機能報告で報告された)急性期病床が減少するため、適当として良いのではないか。 ・支給要件では、平成30年度病床機能報告で急性期と報告していれば対象になるため、適当として良いのではないか。
<p>②じげんじ久保クリニック (急性期病床の廃止) ※支給対象：14床</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有床診療所は7対1相当以上の看護基準ではなく、実態は急性期でないと思われるため、地域医療構想の実現には資さないと考える。 ・有床診療所も大病院と同じレベルの医療行為を行っていないと急性期といえないと考えるのであれば、有床診療所は全て回復期以下となるが、有床診療所においては、かかりつけ医レベルで急性期医療を提供しているという考え方もあるのではないか。 ・現在、定量的基準において有床診療所の医療機能の選択についての具体的な基準がない中で、急性期とは認められないと一方的に評価してよいのか疑問がある。
<p>③いづろ今村病院 (急性期病床の移床) ※支給対象：15床</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一法人内・同一医療圏内での移床であり、医療機能の変更を伴わないので、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少につながらず、不適當。 ・病床削減支援給付金の支給要件 エ「同一年度内に同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと」(P12下線部)に当てはまり、不適當。

医療機関名	各委員からの意見
<p>④下稲葉病院 (急性期病床の移床 ・廃止)</p> <p>※支給対象：60床 (移床14床，廃止46床)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病床削減支援給付金，医療機関統合支援給付金を同時申請できる制度に対して疑問がある。いずれか一方のみとすべき。 ・令和2年11月に議長名で定量的基準に基づく医療機能(回復期)で報告するよう求める依頼文を出しており，不適當。 ・支給要件は平成30年度病床機能報告での医療機能であるため適當として良いのではないか。

イ 医療機関統合支援給付金

医療機関名	各委員からの意見
<p>⑤今村総合病院 いづろ今村病院 下稲葉病院 (急性期病床の移床 ・廃止，回復期への変更)</p> <p>※支給対象：46床 (廃止分のみ対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病床削減支援給付金，医療機関統合支援給付金を同時申請できる制度に対して疑問がある。いずれか一方のみとすべき。 ・急性期病床を移床後，回復期病床へ転換させるため適當と考える。

ウ その他の各委員からの意見

・現在の定量的基準においては，有床診療所の実態が分からない。有床診療所における急性期機能の基準を定めるべき。

・病床を廃止したい医療機関が病床削減支援給付金を申請すれば基本的に認められるというのでは，制度として不適當ではないか。

・病床削減支援給付金，医療機関統合支援給付金の同時申請が可能ということであれば，今後病床を廃止したい複数の有床診療所が統合という形にして両給付金の申請を行うことができ，不適當ではないか。

(3) 部会長等会議の協議結果

- ・意見の取りまとめが困難なため、多数意見により以下の案に決定した。
- ・今回の議論における課題について、県担当課へ伝えることとする。

ア 病床削減支援給付金

医療機関名	調整会議としての意見（案）
①生駒泌尿器科 (急性期病床の廃止) ※支給対象：2床 ○	生駒泌尿器科は急性期病床の廃止であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少につながる。 ついては、鹿児島保健医療圏における 地域医療構想の実現に資する病床削減と認められる ため、給付金の活用は 適当 と考える。
②じげんじ久保クリニック (急性期病床の廃止) ※支給対象：14床 ○	じげんじ久保クリニックは急性期病床の廃止であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少につながる。 ついては、鹿児島保健医療圏における 地域医療構想の実現に資する病床削減と認められる ため、給付金の活用は 適当 と考える。
③いづろ今村病院 (急性期病床の移床) ※支給対象：15床 ×	いづろ今村病院から今村総合病院への移床は、医療機能の変更を伴わない移床であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少につながらない。 ついては、鹿児島保健医療圏における 地域医療構想の実現に資する病床削減とは認められない ため、給付金の活用は 不適當 と考える。
④下稲葉病院 (急性期病床の移床・廃止) ※支給対象：60床 (移床14床、廃止46床) ○	下稲葉病院は急性期病床の廃止、また今村総合病院への移床は医療機能の変更（急性期から回復期）を伴う移床であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少及び回復期病床の増加につながる。 ついては、鹿児島保健医療圏における 地域医療構想の実現に資する病床削減と認められる ため、給付金の活用は 適当 と考える。

イ 医療機関統合支援給付金

医療機関名	調整会議としての意見（案）
⑤今村総合病院 いづろ今村病院 下稲葉病院 (急性期病床の移床・廃止、回復期への変更) ※支給対象：46床 (廃止分のみ対象) ○	下稲葉病院は急性期病床の廃止、また今村総合病院への移床は医療機能の変更（急性期から回復期）を伴う移床であり、鹿児島保健医療圏として急性期病床の減少及び回復期病床の増加につながる。 ついては、鹿児島保健医療圏における 地域医療構想の実現に資する病床削減と認められる ため、給付金の活用は 適当 と考える。

(注) 部会長等会議資料では「地域医療構想の実現」と「地域医療構想の推進」が混在していましたが、調整会議資料では「地域医療構想の実現」に統一しています。

6 本日の協議内容

調整会議としての意見（案）のとおりでよろしいか、御協議をお願いします。

(参考) 交付決定までのスケジュール

時 期	専門部会・調整会議	内 容
12月28日(月)	高度急性期・急性期 専門部会(書面開催)	・ 給付金の活用希望が地域医療構想の実現 に資すると認められるかどうか意見照会
	回復期専門部会(書 面開催)	
1月7日(木)	第4回部会長等会議	・ 5か所の医療機関による説明及び質疑 ・ 部会長等会議としての意見集約
1月14日(木)	第5回部会長等会議	・ 部会長等会議としての意見集約
2月9日(火)	第13回調整会議	・ 調整会議としての意見集約
2月	県担当課へ調整会議の意見提出	
	県医療審議会で審議	
	医療機関から県担当課に給付申請(調整会議, 医療審議会ともに 適当とした医療機関のみ申請可能) → 県担当課から国に交付申請	
3月	国から県担当課に交付決定 → 県担当課から医療機関に給付決定	

新たな病床機能の再編支援について

令和3年度要求額：事項要求
(令和2年度予算額：8.4億円)

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組み際の財政支援を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10/10）】
- 令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。

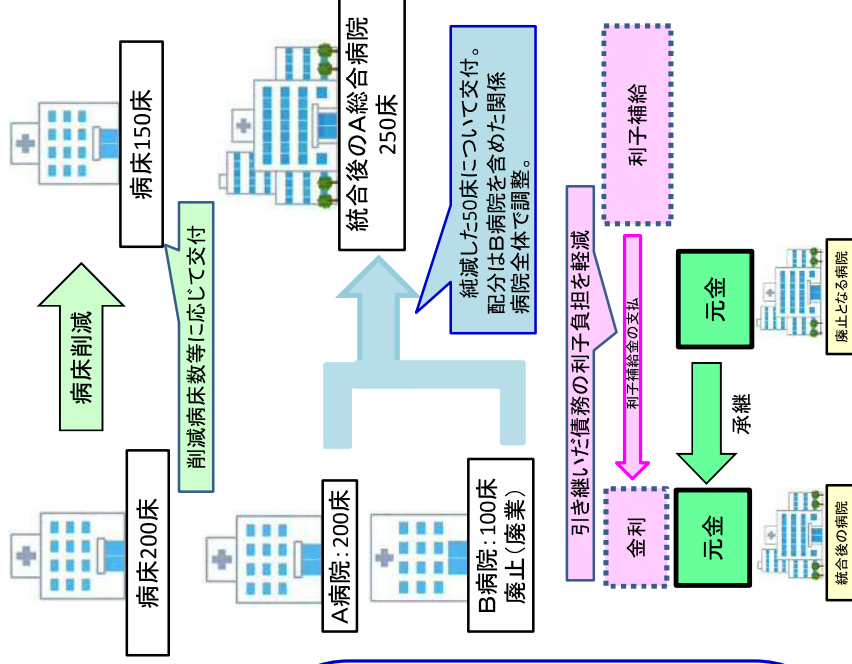
「病床削減」に伴う財政支援

稼働病床より病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、1床あたり病床稼働率に応じた額を交付
※病床数を稼働病床の10%以上削減する場合に対象。

「病院統合」に伴う財政支援

【統合支援】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合の
コストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり病床
稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）
※重点支援区域のプロシエクトについては一層手厚く支援
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象

【利子補給】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合におい
て、廃止される病院の残債を統合後に残る病院に承継させる場合、
当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後
病院へ交付
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象
※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えられた場合に限る。



1. 医療機能の分化・連携に必要な病床削減支援

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合、削減病床に応じた給付金を支給する。

支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」）のいずれかの医療機能を選択した病棟の稼働病床数を1床以上報告し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に対象3区分のいずれかの病床削減を行う病院等（以下「病床削減病院等」という。）の開設者又は開設者であった者。

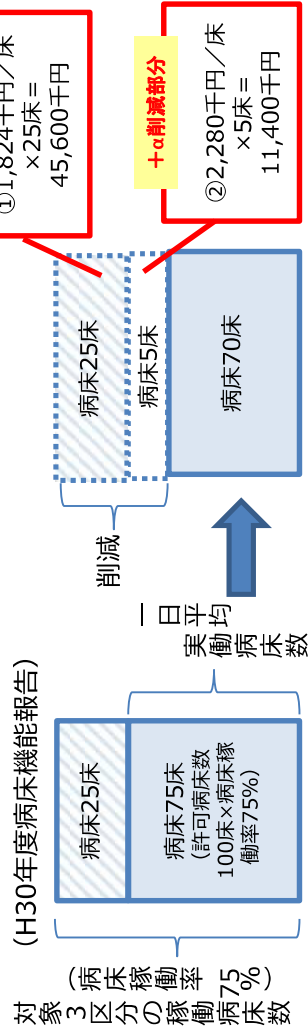
支給要件

- ① 地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等について、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであるという、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの。
- ② 病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の90%以下であること。
- ③ 同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。
- ④ 同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと。

支給額の算定方法

- ① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減について、対象3区分の病床稼働率に応じ、削減病床1床あたりの額を支給。
- ② 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、2,280千円/床を交付。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。

【イメージ】



※補助金の算定の計算には休床分は含まない

① (45,600千円) + ② (11,400千円) = 57,000千円の交付

2. 医療機能の分化・連携に必要な医療機関統合支援

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数、病床機能、医療提供体制の適正化のために統合する場合、統合計画に参加する病院等に給付金を支給する。

支給対象

地域医療構想に基づく病院等の統合計画に参加し、平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」）のいずれかの病床の削減を伴う統合計画に、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に合意した病院等（以下「統合関係病院等」）の開設者であること。

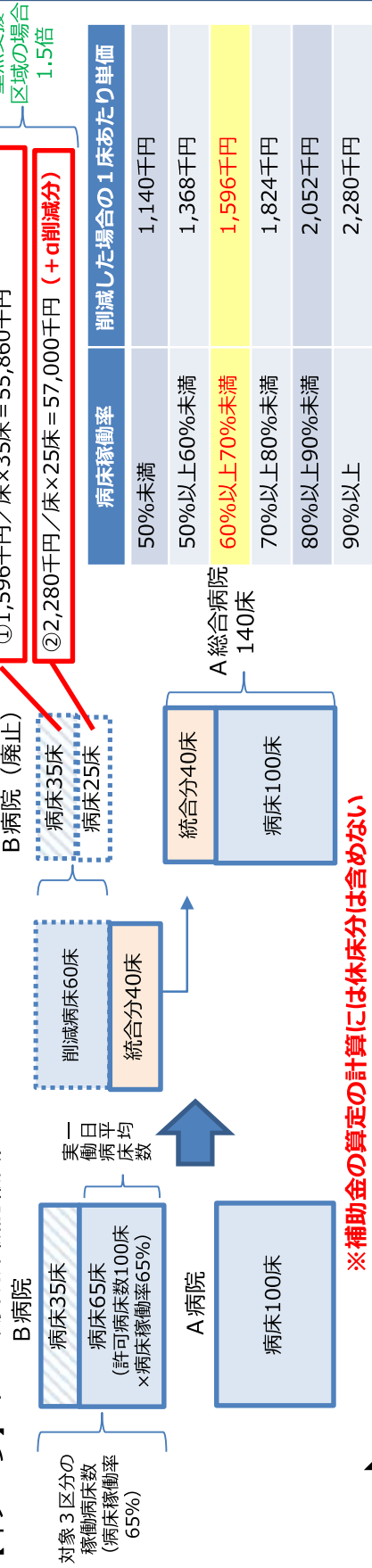
支給要件

- ① 地域医療構想を達成するために必要な統合であるとして、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの。
- ② 統合関係病院等のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化、診療所化も含む）となること。
- ③ 2025年度中までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係病院等が計画に合意していること。
- ④ 統合関係病院等の対象3区分の**総病床数の10%以上削減**すること。

支給額の算定方法

- ① 統合関係病院等の施設ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減について、対象3区分の病床稼働率に応じ、削減病床1床あたり算出された額の合計額を支給。
- ② 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、**回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く**。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、**重点支援区域**として指定された統合関係病院等については、算定された金額に**1.5を乗じて算定**された額の合計額を支給。
- ④ **重点支援区域**として指定された統合関係病院等については、算定された金額に**1.5を乗じて算定**された額の合計額を支給。

【イメージ】（H30年度病床機能報告）



① (55,860千円) + ② (57,000千円) = 112,860千円の交付

3. 病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援

地域医療構想を実現するために必要な病院の統廃合において、廃止病院の未返済の債務を統合後に存続する病院が新たに融資を受けて返済する場合、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に給付金を支給する。

支給対象

地域医療構想に基づく病院等の統合計画に参加し、統合後に存続している病院であって、統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた病院（以下「承継病院」）の開設者であること。

支給要件

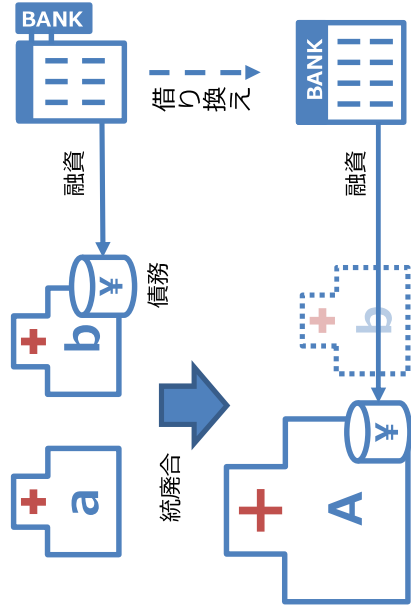
- ① 地域医療構想を達成するために必要な統合であるとして、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めた統合計画において、統合後に存続している病院であること（「2. 医療機関統合支援」の支給対象でない場合は支援の対象外）。
- ② 統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。
- ③ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- ④ 国税、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。

支給額の算定方法

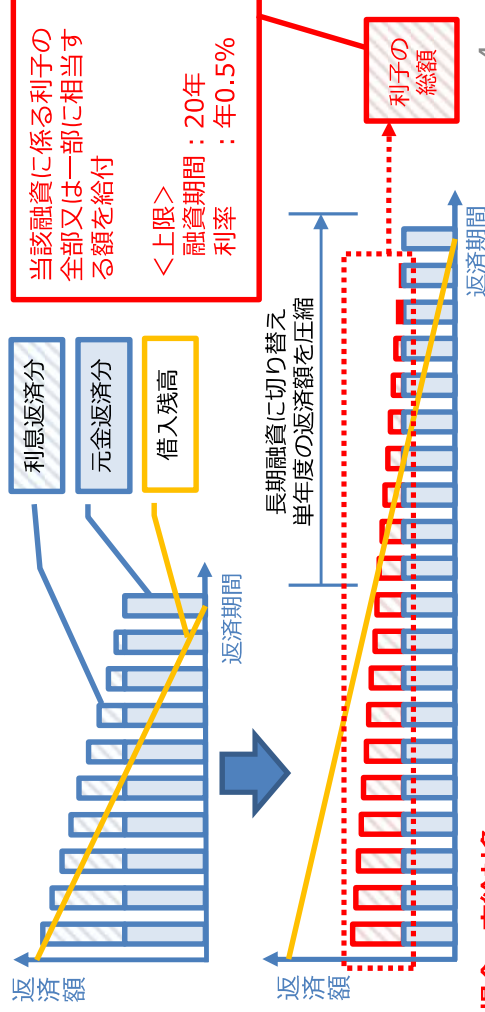
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、承継病院が統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。

ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定。

【イメージ】



bの債務を統合後のAが承継し、かつ新たに借り換えた場合、支給対象



令和2年11月10日

関係医療機関の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課長

病床機能再編支援補助金に関する活用希望調査について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。標記の件につきまして、厚生労働省医政局から事業の活用に関する照会がありました。つきましては、令和2年度又は3年度において当該事業の活用を希望される医療機関は、別添の事業計画書を提出してください。

なお、今回の照会は現時点における要綱案等に基づくものであり、今後、国からの通知等により変更が生じる可能性がありますので、あらかじめ御了知ください。

記

1 対象事業

- (1) 病床削減支援給付金
- (2) 医療機関統合支援給付金
- (3) 病院の債務整理に必要な借入資金支援給付金

2 事業概要

詳細については別添の各事業の支給要領書を参照してください。また、令和3年度については、令和3年度中の事業が対象となる見込みです。

(1) 病床削減支援*

① 支給対象

高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）のいずれかの病床の削減を行う病院等の開設者又は開設者であった者。

② 支給要件（地域医療構想の達成を目的としたものであり、次の全てを満たすこと。）

ア 地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、県が必要と認めたものであること。

イ 病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下であること。

ウ 同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。

エ 同一年度内に同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと。

③ 支給額

ア 対象3区分の病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減分について、対象3区分の病床稼働率に応じて、削減病床1床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額。

イ 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、1床当たり2,280千円を支給。

病床稼働率	削減した場合の1床当たり単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

(2) 医療機関統合支援*

① 支給対象

対象3区分のいずれかの病床の削減を伴う統合計画に、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に合意した病院等（以下「統合関係病院等」という。）の開設者。

② 支給要件（地域医療構想の達成を目的としたものであり、次の全てを満たすこと。）

ア 地域医療構想調整会議の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、県が必要と認めたものであること。

イ 統合関係病院等の内1以上の病院が廃止（有床診療所化、診療所化含む）となること。

ウ 2025年度中までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係病院等が計画に合意していること。

エ 統合関係病院等の対象3区分の総病床数の10%以上を削減すること。

③ 支給額

ア 対象3区分の病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減分について、対象3区分の病床稼働率に応じて、削減病床1床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額。

イ 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、1床当たり2,280千円を支給。

病床稼働率	削減した場合の1床当たり単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

(3) 病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援

① 支給対象

統合計画に参加し、統合後に存続している病院であって、統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた病院（以下「承継病院」という。）の開設者。

② 支給要件（地域医療構想の達成を目的としたものであり、次の全てを満たすこと。）

ア 地域医療構想調整会議の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、県が必要と認めた統合計画において、統合後に存続している病院であること。

イ 統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。

ウ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。

エ 国税、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。

③ 支給額

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、承継病院が統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。

ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定。

※ 病床削減前の基準とするのは平成30年度病床機能報告において報告している平成30年7月1日時点の対象3区分の稼働病床。

- 3 提出先
鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係
- 4 提出方法
電子メール iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp 宛て
- 5 提出期限
令和2年11月20日（金）17時

（担 当）
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係
加松（かまつ）
TEL 099-286-2738
FAX 099-286-5928
メール iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

< 鹿児島保健医療圏における病床機能再編支援補助金活用希望内容(概要) >

■ 病床削減支援給付金(4件)

① 生駒泌尿器科	
急性期	休棟等
14-2=12床	5-5=0床

廃止7床(うち稼働中2床)

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
生駒泌尿器科	削減前	0	14	0	0	5	19
	削減後	0	12(-2)	0	0	0(-5)	12(-7)

支給申請額
(生駒泌尿器科)
2床×114万円=228万円

② じげんじ久保クリニック	
急性期	休棟等
15-14=1床	1-1=0床

廃止15床(うち稼働中14床)

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
じげんじ久保クリニック	削減前	0	15	0	0	1	16
	削減後	0	1(-14)	0	0	0(-1)	1(-15)

支給申請額
(じげんじ久保クリニック)
14床×114万円=1,596万円

③ いづろ今村病院	
急性期	
77-15=62床	他院へ移床15床(移床先:急性期)

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
いづろ今村病院	削減前	0	77	53	0	130
	削減後	0	62(-15)	53	0	115(-15)

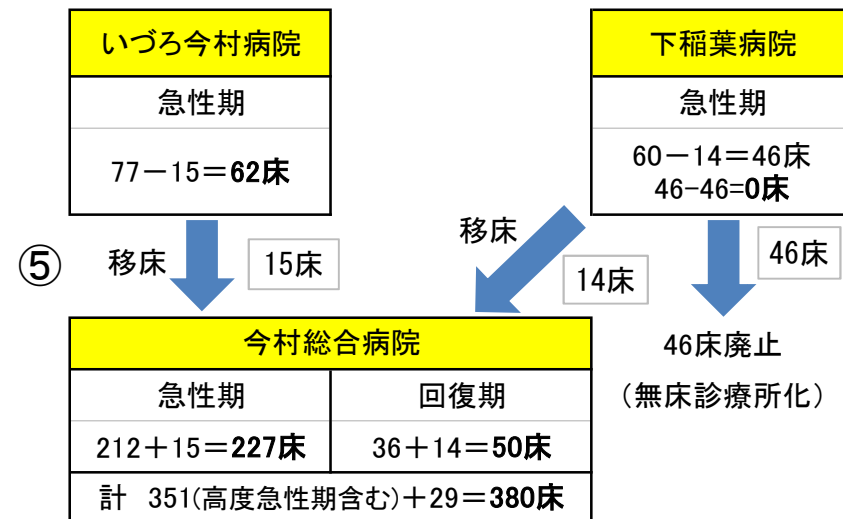
支給申請額(いづろ今村病院)
8床×228万円=1,824万円
7床×228万円=1,596万円
計:3,420万円

④ 下稲葉病院	
急性期	
60-60=0床	廃止46床, 他院へ移床14床(移床先:回復期)

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
下稲葉病院	削減前	0	60	0	0	60
	削減後	0	0(-60)	0	0	0(-60)

支給申請額(下稲葉病院)
53床×114万円=6,042万円
7床×228万円=1,596万円
計:7,638万円

■ 医療機関統合支援給付金(1件)



統合後		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
今村総合病院	統合前	103	212	36	0	351
	統合後	103	227(+15)	50(+14)	0	380(+29)
いづろ今村病院	統合前	0	77	53	0	130
	統合後	0	62(-15)	53	0	115(-15)
下稲葉病院	統合前	0	60	0	0	60
	統合後	0	0(-60)	0	0	0(-60)
計	統合前	103	349	89	0	541
	統合後	103	289(-60)	103(+14)	0	495(-46)

※ 上段:削減前の対象3区分の稼働病床数から一日平均実働病床数までの削減分にかかる支給額
補助単価は病床稼働率により異なる(114万円~228万円)
下段:一日平均実働病床数から削減数の対象3区分の許可病床数までの削減分に係る支給額
補助単価は一律228万円

支給申請額(今村総合病院)
46床×114万円=5,244万円

支給申請額
5医療機関 計:18,126万円

【 鹿児島保健医療圏における医療機能別病床数の増減 】

- 急性期 76床減少 (生駒泌尿器科:2床, じげんじ久保クリニック:14床、いづろ今村病院, 下稲葉病院:60床)
- 回復期 14床増加 (今村総合病院:14床)

(注) 病床の医療機能は平成30年度病床機能報告に基づく
(平成30年度病床機能報告時から病床数の変更がある場合は, 令和2年4月1日時点の病床数)

H29.12.13 第3回鹿児島保健医療圏
地域医療構想調整会議にて決定

病院の開設等の許可申請があった場合の対応について

地域の医療提供体制に影響を与える申請内容※については、医療機関に対し、調整会議への出席と理由説明を求める。

※地域の医療提供体制に影響を与える申請内容とは

- (1) 「特定機能病院」及び「地域医療支援病院」の移転もしくは増床^{注1)}に伴う開設等許可申請
- (2) 「政策医療を担う医療機関」^{注2)}の移転もしくは増床^{注1)}に伴う開設等許可申請
- (3) 「公立病院」、「公的医療機関等」^{注3)}及び「200床以上の病床を有する医療機関」の移転もしくは増床^{注1)}に伴う開設等許可申請
- (4) 特例診療所の病床設置に伴う届
- (5) その他、調整会議議長が必要と認めるもの

注1) 1割以上の増床に限る。

注2) 国又は県が二次医療圏単位以上を対象とした政策医療（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）とする。）の拠点として指定している医療機関とする。

注3) 公的医療機関等2025プランの策定対象である医療機関とする。

今村総合病院の増床（29床）は、総病床（380床）の1割未満のため、上記には該当しない。

【鹿児島保健医療圏の（１）～（３）の対象医療機関】

（病床数順）

No.	医療機関名	病床数	(1) 特定機能病院 地域医療支援 病院	(2) 政策医療を担う 医療機関	(3) 公立病院, 公的医療 機関等	(3) 200床以上 の病床を 有する 医療機関
1	鹿児島大学病院	663	特定機能病院	救命救急センター 地域災害拠点病院 地域周産期母子医療センター	○	○
2	鹿児島市立病院	574		救命救急センター 基幹災害拠点病院 総合周産期母子医療センター 小児救急医療拠点病院	○	○
3	今給黎総合病院	450	地域医療支援 病院	へき地医療拠点病院 地域周産期母子医療センター	○	○
4	鹿児島医療センター	370	地域医療支援 病院		○	○
5	南風病院	338	地域医療支援 病院	へき地医療拠点病院	○	○
6	今村総合病院	336				○
7	米盛病院	313		地域災害拠点病院		○
8	鹿児島徳洲会病院	310				○
9	鹿児島生協病院	306				○
10	大勝病院	260				○
11	鹿児島市医師会病院	255	地域医療支援 病院	地域災害拠点病院	○	○
12	中央病院	219				○
13	田上記念病院	210				○
14	鹿児島厚生連病院	184			○	
15	鹿児島赤十字病院	120		へき地医療拠点病院 地域災害拠点病院	○	
16	相良病院	80		へき地医療拠点病院		
17	済生会鹿児島病院	70			○	

（平成30年1月4日現在）

(別添)

令和 2 年 3 月 25 日

関係医療機関の長 様

(一般病床・療養病床を有する病院・有床診療所)

鹿児島保健医療圏

地域医療構想調整会議議長

病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取扱について (依頼)

地域医療構想の推進につきましては、日頃から御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、2025年の医療需要を推計し、医療機能ごとの必要病床数等を示した「鹿児島県地域医療構想」につきましては、二次保健医療圏ごとに医師会等の代表者で構成する「地域医療構想調整会議」において、各医療機関の医療機能の分化及び連携等を中心に協議を重ねているところです。

医療機関の皆様におかれては、医療法に基づく病床機能報告制度において、医療機能の現状と今後の方向等を毎年御報告いただいておりますが、現在、各医療機関が医療機能ごとの病床数の変更を予定している場合に、当調整会議がすみやかに情報を把握する仕組みがなく、調整会議での事前の説明を経ずに、翌年度の病床機能報告で既に変更が行われている状況にあります。

このことから、令和 2 年 2 月 14 日に開催した第 11 回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議において、今後下記のとおり取り扱うこととしたところです。

つきましては、下記 (1) 又は (2) に該当する場合は、事前に事務局に御連絡いただき、調整会議で御説明くださるようお願い申し上げます。

記

【病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取扱 (鹿児島保健医療圏)】

- 1 鹿児島県地域医療構想における2025年の必要病床数に近づけていくための圏域内の調整について、当面、高度急性期・急性期における調整を優先することとし、また回復期も大幅に不足しているとは言えない状況を踏まえ、各医療機関が以下の変更を予定している場合は、事前に地域医療構想調整会議で説明していただくよう要請する。
 - (1) 「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」へ変更する場合
 - (2) 「慢性期」から「回復期」へ変更する場合
- 2 前年度の病床機能報告で変更予定の報告がないまま、翌年度の病床機能報告で既に変更されている場合についても、調整会議で説明をしていただくよう要請する。

(裏面へ続く)

下稲葉病院から今村総合病院への移床に伴う医療機能の変更 (急性期→回復期) は、上記には該当しない。

連絡方法

- ・ 別紙連絡票にて、下記事務局あてメール又はFAXで御連絡ください。
県ホームページに様式を掲載しておりますので、御利用ください。
ホーム>地域振興局・支庁>鹿児島地域振興局>健康・福祉
- ・ 協議等に時間を要する場合がありますので、早めに御連絡ください。

〈事務局〉 〒899-2501
日置市伊集院町下谷口1960-1
鹿児島地域振興局保健福祉環境部（伊集院保健所）
健康企画課企画管理係 担当 上村・平峰
電話：099-273-2332 FAX：099-272-5674
Email：kago-kenko-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

(様式)

【 送信先 】

FAX : 099-272-5674 , Email : kago-kenko-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議事務局
鹿児島地域振興局保健福祉環境部（伊集院保健所）健康企画課企画管理係
TEL : 099 - 273-2332

病床の医療機能の変更に関する事前連絡票

※「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」，「慢性期」から「回復期」に変更する
場合に，当様式により事前に御連絡いただき調整会議で御説明くださるようお願いいたします。

1 開設者・施設情報

開設者名	
医療機関名	
郵便番号	
住所	
電話番号	
FAX番号	
担当者（所属・氏名）	

2 変更内容

変更予定日	【変更理由】
令和〇年〇月〇日	

許可病床数

変更前（令和〇年度病床機能報告）		変更後	
一般病床	床	一般病床	床
療養病床	床	療養病床	床
合計	床	合計	床

医療機能別の病床数（病棟単位）

変更前（令和〇年度病床機能報告）			変更後		
病棟名	医療機能	病床数	病棟名	医療機能	病床数
〇〇病棟		床	〇〇病棟		床
〇〇病棟		床	〇〇病棟		床
〇〇病棟		床	〇〇病棟		床
〇〇病棟		床	〇〇病棟		床
合計	—	床	合計	—	床

※ 医療機能：高度急性期，急性期，回復期，